

平成27年 8 月 28日 (金)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、福島県政記者クラブ同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、安藤・間・不動テトラ・浅沼組・岩田地崎建設特定建設工事共同企業体、同企業体構成員、協和建設工業株式会社及び株式会社大東工業に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所

福島環境再生事務所

経理課

課長：鳥毛、補佐：池田

TEL:024-573-7386

除染対策第一課

課長：加藤、室長：宮田

TEL:024-573-7469

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	安藤・間・不動テトラ・浅沼組・岩田地崎建設特定建設工事共同企業体	(代表者 株式会社安藤・間) 東京都港区赤坂6-1-20
2	株式会社安藤・間	東京都港区赤坂6-1-20
3	株式会社不動テトラ	東京都中央区日本橋小網町7-2
4	株式会社浅沼組	大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3
5	岩田地崎建設株式会社	北海道札幌市中央区北2条東17-2
6	協和建設工業株式会社	山口県萩市大字椿2370
7	株式会社大東工業	広島県広島市佐伯区五月が丘1-12-22

2 指名停止措置期間：平成27年8月28日～平成27年9月27日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

安藤・間・不動テトラ・浅沼組・岩田地崎建設特定建設工事共同企業体（以下、「安藤・間JV」とする。）が請け負っている平成25年度浪江町除染等工事（その2）において、平成26年12月24日、二次下請業者株式会社大東工業所属作業員が立野下行政区の住宅で表土の剥ぎ取り作業中に後退したドラグ・ショベルのキャタピラに右足を踏まれ、右第5中足骨を骨折する労働災害が発生した。一次下請業者協和建設工業株式会社現場責任者及び株式会社大東工業の現場責任者は当該事故を隠蔽することを目的として、元請及び所轄労働基準監督署への報告を怠った。

本年8月20日、富岡労働基準監督署は株式会社大東工業、同社代表取締役及び協和建設工業株式会社現場所長（当時）を労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

同8月21日、安藤・間JV代表者株式会社安藤・間 東北支店執行役員支店長は、富岡労働基準監督署から労働安全衛生法違反による是正勧告書を交付された。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表1第4号及び第7号に該当する。

従って、本件については、1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表1第4号

措置要件	期間
(契約違反) 4. 第2号に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上 4ヶ月以内

指名停止等の措置要領別表1第7号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7. 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から2週間以上 4ヶ月以内